

II 認定 NPO 法人等の申請手続き

II 認定 NPO 法人等の申請手続き

NPO 法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談(任意)

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - 問い合わせ先

【岡山県所轄の NPO 法人：岡山県県民生活交通課】	086-226-7247
【岡山市所轄の NPO 法人：岡山市市民協働企画総務課】	086-803-1061
 - 認定を受けるための基準についてはP24～38をご確認ください。

申請書提出

- ◎ NPO法人の所轄庁に、認定（特例認定）申請書を提出してください。
 - 申請手続についてはP13～23をご確認ください。
 - 申請様式については「様式」P61以後をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。
 - 確認させていただく資料（例）についてはP23をご確認ください。

—認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

—特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年を経過しないもので、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

👉 【令和2年改正点】

役員報酬規程等の提出

(P39参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

情報公開

(P42参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、62）。なお、閲覧させる際は、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

異動の届出等

(P40参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請の手続き

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定NPO法人として、認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～④の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法44②）。

(注) 申請書及び添付書類については、P61～P100をご覧ください。

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定又は特例認定を受けるための申請書	第17号	1	P61～P62
②	実績判定期間内の日を含む、各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの） (注1)	任意	1	P64
③	認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注2)	任意	2	P65～P99
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

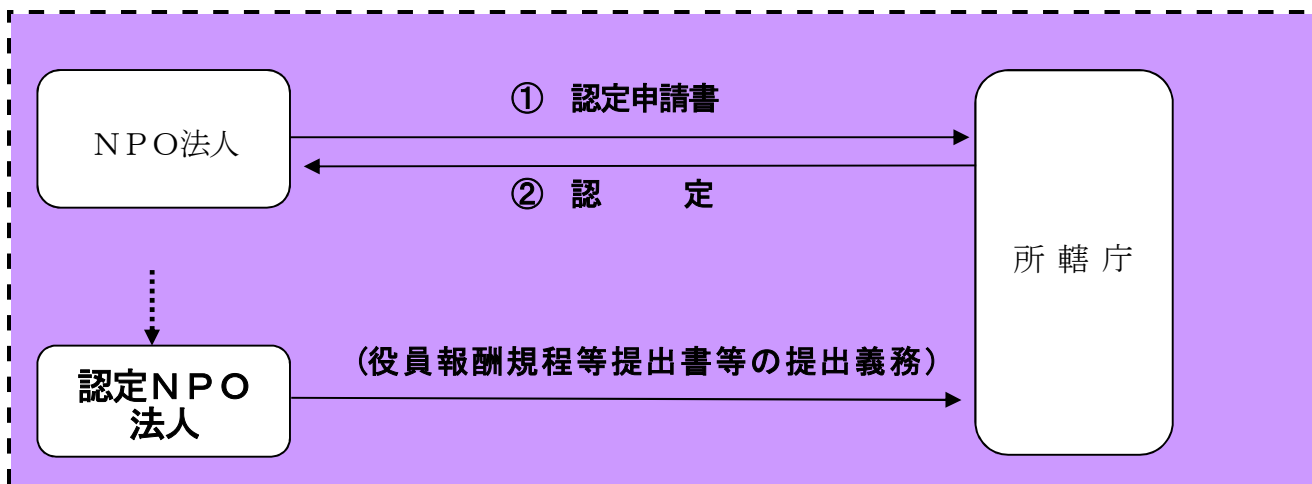
(注1) 「実績判定期間」とは、認定を受けようとするNPO法人の、直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。詳しくは、P15～P17の「2 実績判定期間」を参照してください。

(注2) 認定の各基準についてはP24～P36を、欠格事由についてはP37～P38をご覧ください。

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

(注) 認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（P14の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法 44②、58②）。

(注) 申請書及び添付書類については P 61～P 100 をご覧ください。

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定又は特例認定を受けるための申請書	第 17 号	1	P61～P62
②	特例認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注 1）（注 2）	任意	2	P65～P99
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

(注 1) 特例認定の各基準及び欠格事由については「Ⅲ 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（P S T 基準を除きます。）」（P 24～P 38）をご覧ください。

(注 2) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、58②）。詳しくは、P 15～P 17 の「2 実績判定期間」を参照してください。

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の①～③の基準に、適合する必要があります（法 45①八、59 一～三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む、事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して、3 年となります（法 60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中、又は有効期間の経過後に、認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法 61①四）。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法 51②③⑤）。

添付書類		様式	部数	参照ページ
①	認定の有効期間の更新の申請書	第18号	1	P101～P102
②	認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注1）	任意	2	P65～P99
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

（注1）更新に係る認定の基準についてはP24～P36を、欠格事由についてはP37～P38をご覧ください。

（注）申請書及び添付書類については、P101～P104、P65～P99をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間、事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

（注）認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注）上記②、③に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

2 実績判定期間

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人、又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

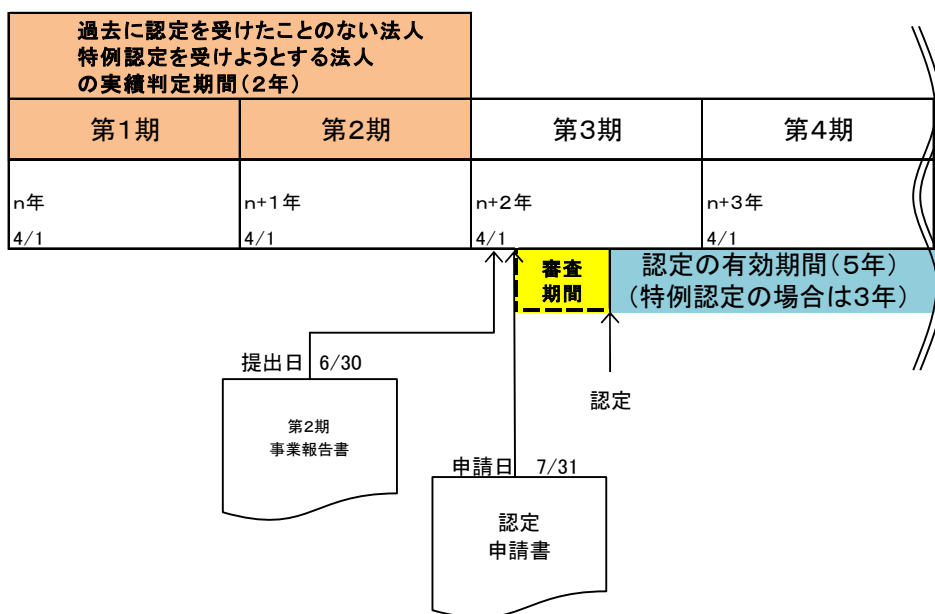
【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 法人の事業年度..... 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日..... (n+2)年6月30日
- 申請書を提出した日 (n+2)年7月31日(第3期)

実績判定期間は、(n)年4月1日(第1期)～(n+2)年3月31日(第2期)

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が、申請を行う場合の実績判定期間は、「(n)年4月1日(第1期)から(n+2)年3月31日(第2期)」までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールは、おおむね次のとおり。

- 法人の事業年度..... 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日..... (n+2)年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日..... (n+3)年3月16日
- 認定の有効期間..... (n+3)年8月1日～(n+8)年7月31日
- 更新の申請期間..... (n+8)年1月31日～(n+8)年4月30日
- 更新の申請書の提出日..... ケースA又はケースBのとおり

【ケースA】更新申請期間中の「(n+8)年1月31日～(n+8)年3月31日」に更新の申請書を提出する場合

この場合の実績判定期間は、

(n+2)年4月1日(第3期)～(n+7)年3月31日(第7期)

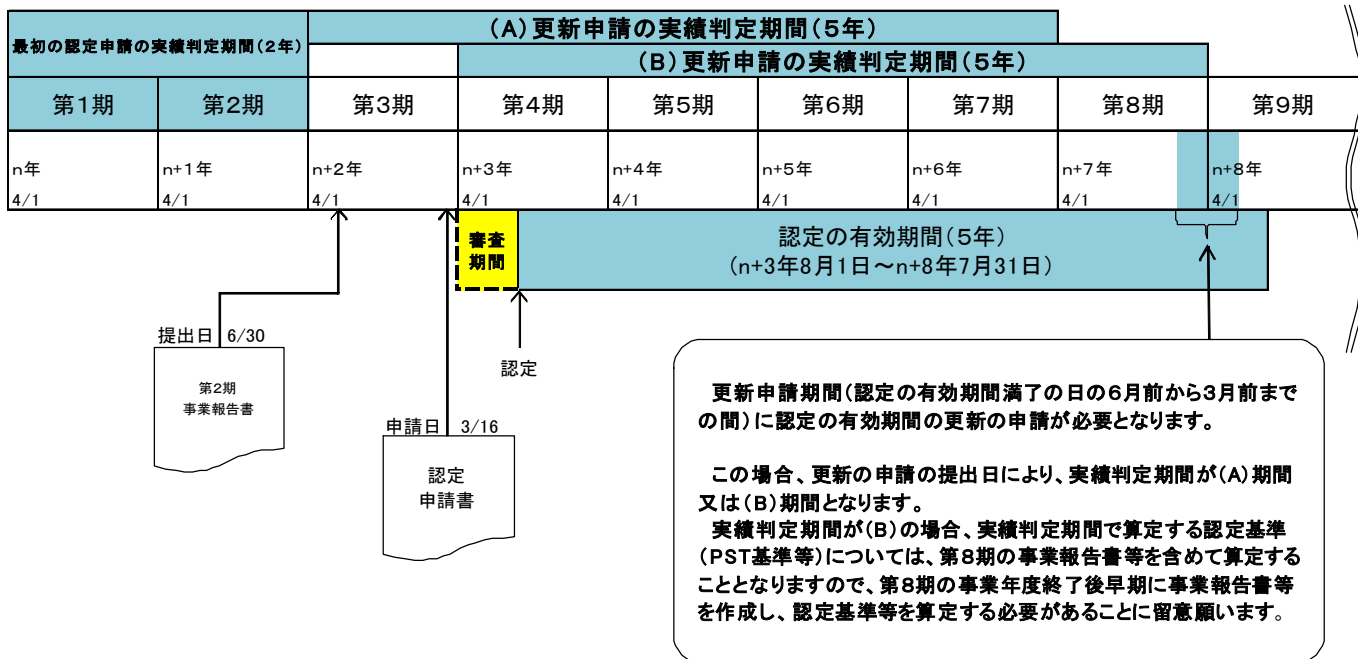
更新申請期間中の「(n+8)年1月31日～(n+8)年3月31日」の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、「(n+2)年4月1日(第3期)～(n+7)年3月31日(第7期)」となります。この場合の実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

【ケースB】更新申請期間中の「(n+8)年4月1日～(n+8)年4月30日」に更新の申請書を提出する場合

この場合の実績判定期間は、

(n+3)年4月1日(第4期)～(n+8)年3月31日(第8期)

更新申請期間中の「(n+8)年4月1日～(n+8)年4月30日」に更新の申請書を提出する場合の、実績判定期間は、「(n+3)年4月1日(第4期)～(n+8)年3月31日(第8期)」となります。この場合の実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後、早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールは、おおむね次のとおり。

- 法人の事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : (n+2)年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : (n+2)年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : (n)年4月1日(第1期)～(n+2)年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : (n+2)年12月16日～(n+5)年11月15日
- 認定申請書の提出日 : (n+5)年7月31日

この場合の実績判定期間は、

(n+3)年4月1日(第4期)～(n+5)年3月31日(第5期)

- 認定の有効期間 : (n+5)年11月16日～(n+10)年11月15日

